

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	地下水の水質の浄化に係る措置命令	
根 拠 法 令	徳島県生活環境保全条例	
根 拠 条 項	第55条第1項、第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 特定有害物質等取扱事業所において特定有害物質等に該当する物質を含む水の地下浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 処分の内容 当該特定有害物質等取扱事業所を設置している者及び当該浸透があった時において当該特定有害物質等取扱事業所を設置していた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、その被害を防止するために必要な限度において、相当の期間を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	(罰則) 条例第145条 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)